

19 監査公表第 5 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により，平成 18 年 8 月 30 日及び同年 12 月 4 日に福岡市長から出資団体及び財政援助団体監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成 19 年 2 月 1 日

福岡市監査委員	川	口		浩
同	高	田	保	男
同	竹	本	忠	弘
同	福	田		健

1 監査報告と措置の件数

15 監査公表第 9 号（平成 15 年 6 月 26 日付 福岡市公報第 5082 号（別冊）公表）分
・・・・・・・・・・1 件

16 監査公表第 6 号（平成 16 年 5 月 13 日付 福岡市公報第 5164 号（別冊）公表）分
・・・・・・・・・・3 件

18 監査公表第 7 号（平成 18 年 5 月 11 日付 福岡市公報第 5354 号（別冊）公表）分
・・・・・・・・・・6 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

15 監査公表第 9 号（平成 15 年 6 月 26 日付 福岡市公報第 5082 号（別冊）公表）分
（事務監査）

1 福岡市住宅供給公社

監査の結果	措置の状況
<p>イ 未収家賃の早期回収について、より一層の対応を求めるもの</p> <p>公社借上型特定優良賃貸住宅供給事業については、民間の土地所有者等が建設した賃貸住宅を公社が一括借上を行い、賃貸住宅として貸付けている事業であり、賃貸住宅にかかる未収家賃については早期回収に努める必要がある。しかしながら、未収家賃のうち、長期間を経過し回収困難と思われるものが見受けられた。</p> <p>未収家賃の早期回収について、より一層の対応に努められたい。</p>	<p>住宅供給公社における未収家賃の早期回収については、市町村に住民票除票の交付を依頼するなどして、滞納者の居場所の把握に努めるとともに、居場所が明らかな者で一括返済が困難な者に対しては、分割支払いでの対応、また、分割払いに応じない者に対しては、家賃支払い請求訴訟を行うなど滞納解消に努めるよう、口頭により要請した。</p>

16 監査公表第 6 号（平成 16 年 5 月 13 日付 福岡市公報第 5164 号（別冊）公表）分
（事務監査）

1 財団法人福岡市市民福祉サービス公社

監査の結果	措置の状況
<p>ア 基本財産について適正な管理を求めるもの</p> <p>寄付行為によると、「基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債、公社債の購入等確実な方法で保管しなければならない。」とされている。</p> <p>しかしながら、平成 14 年度決算及び実査日現在において、1 億円の基本財産のうち 8,000 万円については普通預金で管理がなされていた。基本財産については適正に管理されたい。</p>	<p>基本財産の管理については、財団法人福岡市市民福祉サービス公社に対し、適切に管理するよう指導を行った。なお、同公社においては、平成 16 年 5 月に、基本財産及び運用財産の運用基準を高めることを目的とした資産運用規則を制定し、平成 16 年 11 月に福岡市債（5 年債）を購入して運用している。</p>

2 財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会

監査の結果	措置の状況
-------	-------

<p>委託結果の有効活用について注意を求めもの</p> <p>委託契約事務に当たっては、委託により得られた結果については、有効に活用すると共に是正を要する場合は措置を行う必要がある。しかしながら、委託契約事務において、次のような事例が認められた。</p> <p>委託により得られる成果については、有効に活用されるよう十分注意されたい。</p> <p>イ 「市民の森遊具施設保守点検委託」に係る点検結果報告書において、遊具施設の腐食、危険等の報告がなされているにもかかわらず、実査日現在まで、災害等を未然に防止するための改修等の検討がなされないままとなっていた。</p>	<p>財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会に対し、市民の森遊具施設の維持管理において、保守点検結果で改修等が必要とされる遊具施設について早急に対処するよう要請した。</p> <p>なお、財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会においては、改修等が必要とされるもののうち、緊急を要するものは平成 15 年度に、その他のものについては平成 16 年度に改修等を完了した。</p>
--	---

3 社団法人福岡市医師会

監査の結果	措置の状況
<p>補助金の執行に係る規定の整備等について検討を求めもの</p> <p>福岡市から受け入れた補助金を再交付する場合は、交付等の目的、積算根拠を明確にするとともに交付した補助金の実績を確認する必要がある。しかしながら、平成 14 年度「福岡市医師会事業」外 1 件の補助金において、関係機関に再交付されているものがあつたが、交付基準が明確となっておらず、実績の確認も行われていなかった。</p> <p>今後、補助金を再交付する場合の基準等について、福岡市と協議のうえ規定の整備等を図ることを検討するとともに、必要に応じて実績報告を求められるようにされたい。</p>	<p>社団法人福岡市医師会から関係機関へ補助金を再交付する場合の交付基準の整備及び、再交付を受けた関係機関の事業実績の確認については、同会に対し指導を行った。また、同会においては「補助金交付規程」の整備がなされた。</p>

(事務監査)

監査の結果	措置の状況
<p>提案競技による委託契約事務について注意を求めるもの</p> <p>提案競技による委託契約に当たっては、事前に提案競技内容等を十分に検討し、見込まれる経費を慎重に積算のうえ、計画的に実施する必要がある。しかしながら、平成16年度に実施したウエルネスストリート一部改修事業については、当初、提案競技を実施のうえ、「ウエルネスストリート一部改修業務委託契約」(以下「当初契約」という。)を締結し、追加業務として「ウエルネスストリート一部改修業務(追加分)委託契約」(以下「追加契約」という。)を当初契約の相手方と特命随意契約により契約締結しているが、次のような不適切な事務処理が見受けられた。</p> <p>提案競技による委託契約事務に当たっては、福岡市健康づくり財団会計処理規程をはじめ関係法令等に則り適正に行うよう注意するとともに、提案内容が最大限に発揮されるよう計画的かつ効率的に実施されたい。</p> <p>ア 当初契約及び追加契約について、契約に係る決裁日、契約日及び履行期間が同一となっていた。追加契約に係る業務は当初契約の提案競技内容に含め、計画性を持って発注すべきであった。</p>	<p>財団に対し、提案競技を含め、委託契約事務について計画的かつ効果的に実施するとともに、適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>なお、財団においては、提案競技による委託契約をはじめ全契約について、計画的かつ効率的な実施や、関係法令等に基づく適正な契約事務の執行について、所属職員に対し研修による周知徹底が図られた。</p> <p>また、設計内容等の複数の担当者による精査等、チェック機能の強化も図られた。</p>
<p>イ 追加契約の設計書において、当初契約に計上されている項目を重複して計上しているものがあつた。また、当該項目について設計を変更することなく、設計内容と異なる業務を行わせていた。</p>	<p>同上</p>

2 財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会

(事務監査)

監査の結果	措置の状況
<p>財団法人の資産の総額について変更登</p>	<p>財団法人福岡市森と緑のまちづくり</p>

<p>記を行うよう求めるもの</p> <p>財団法人は登記すべき事項に変更が生じたとき所定の期間内に変更登記を行わなければならない。登記すべき事項のうち資産の総額は、すべての資産金額からすべての負債金額を控除した差額、すなわち純資産額を登記すべきである。しかしながら、平成15年度及び同16年度、変更登記が行われていなかった。</p> <p>今後、登記事項の変更については、関係法令等に則り遅滞なく行われたい。</p>	<p>協会における資産の総額の変更登記については、民法第46条第2項に基づく事務処理を行うよう要請し、変更登記を完了させた。</p> <p>なお、財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会においては、登記事項の変更について遅延のないよう、所属職員に対し事務処理要領を定めて周知徹底が図られた。</p>
---	---

(工事監査)

監査の結果	措置の状況
<p>ア 設計積算について注意を求めるもの 平成16年度「桧原運動公園野球場内野整備工事」 (契約金額 934万5,000円)</p> <p>黒土混合土工の設計積算については、「土木工事設計標準歩掛」に当該工種の歩掛が記載されていないということで、安定処理工の歩掛を使用して設計積算がなされていた。しかし、安定処理工の歩掛の適用範囲は、原地盤や路床、路盤をセメントや石灰等による混合処理を行い改良する工法であるため、本工事においては適用すべきでなかった。</p> <p>なお、施工については請負者から提出のあった施工計画書による他の工法で行われていた。</p> <p>今後は十分注意し、このような「土木工事設計標準歩掛」によることが不適当な場合は、見積りを徴集するなど適正な設計積算を図られたい。 (公園管理課)</p>	<p>財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会における黒土混合土工の設計積算については、「土木工事設計標準歩掛」の適用範囲を十分に確認するとともに、同歩掛によることが不適当な場合は見積りを徴集するなど、適正な設計積算に努めるよう要請した。</p> <p>なお、財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会においては、所属職員に対し研修が行われ周知徹底が図られた。</p>
<p>イ 設計積算及び契約事務について注意をもとめるもの 平成16年度「平成16年度博多区外2区公園等電気施設維持修繕」 (契約金額 866万2,500円)</p> <p>本契約の中途において、請負者より部分払いの請求があり出来高金額算出の設計が行われたが、出来高設計書の</p>	<p>財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会における設計積算及び契約事務については、適宜、設計変更を行うなど適正な設計積算及び事務処理を行うよう要請した。</p> <p>なお、財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会では、所属職員に対し研修が行われ周知徹底が図られた。</p>

<p>内訳明細書の設計項目で、当該項目の当初設計数量を超えて出来高金額が決定され支払いがなされていた。</p> <p>最終的には設計変更が行われてはいるものの、当初設計数量を超えて出来高金額を算出し部分払い対象額とするのは、適正な事務処理とはいえない。</p> <p>今後は、部分払い前に数量変更に伴う設計変更契約を行うなど、適正な設計積算並びに事務処理を図られたい。</p> <p>(公園・街路樹維持課)</p>	
---	--

3 財団法人博多海員会館

監査の結果	措置の状況
<p>職員に対する資金貸付について注意を求めるもの</p> <p>職員に対する貸付を行う場合は、貸付制度について理事会に諮り、限度額や償還方法、利息等について規定し、適正な手続きにより行わなければならない。しかしながら、平成15年度において、職員に対する貸付制度がないにもかかわらず、職員への貸付を館長決裁で行い、仮払金で会計処理していた。</p> <p>職員に対する資金貸付を行う場合は、貸付制度について理事会に諮り、適正な手続きにより行うよう注意されたい。</p>	<p>財団法人博多海員会館の職員に対する資金貸付について、文書により下記のとおり要請した。</p> <p>現時点においては、寄附行為等の規定に資金貸付制度が無いため、資金貸付については厳に慎むこと。</p> <p>今後、職員に対する資金貸付が必要な際は、貸付制度について、貴財団の理事会に諮り、限度額や償還方法等について規定した上で、適正な手続を行うこと。</p> <p>なお、財団法人博多海員会館においては、近日中に職員に対し、資金貸付制度について研修を行う予定である。</p>